

## 旭川市からのお知らせ

7月5日（金）

まで

申請受付中です

皆様の製品開発にお役立てください。

# 新製品等開発・研究促進補助金 募集のお知らせ

旭川市では、企業等の皆様の製品開発・研究に必要な経費に対して補助する、「新製品等開発・研究促進補助金」の補助対象事業を募集します。

新製品等開発・研究促進補助金では、様々な製品作りに向けた企画・設計から試作開発までに要する経費について、研究開発費も含めて補助の対象としています。

### ○補助金の概要について

補助金名	新製品等開発・研究促進補助金
募集（採択） 予定件数	◎予算の範囲内（限度額は1件当たり200万円以内）
補助対象期間	平成31年4月1日から令和2年2月29日まで
補助率	必要経費の2分の1以内
対象事業	①新製品等に係る研究開発事業 ②新製品等の改良に係る事業 ③新製品に関するデザイン開発事業 ④機械、器具並びに装置の省力化、高性能化、自動化のための技術の研究又は開発
対象経費	(1) 試作品等開発費 ①原材料・副資材費 ②機械装置費 ③工具器具費 ④外注加工費 ⑤外注デザイン開発費 ⑥委託費 ⑦性能検査費 (2) 事業費 ⑧工業所有権導入費 ⑨旅費（事業に係る調査・打合せに係る経費） ⑩直接人件費（人件費が総事業費の25%を超えない計画とすること。ただし、申請者がソフトウェア業または情報処理・提供サービス業の場合においては、この制限は適用しない。） ⑪その他市長が特に認める経費
※直接人件費 の算定は、市 が定める方法 によります。	※対象経費については補助対象期間（H31.4.1～R2.2.29）に支払ったものが対象となります。事業終了後の補助金額の確定時には領収書等の支出を証する書類が必要となります。あらかじめ御了承ください。

詳細については旭川市役所産業振興課（電話 65-7047）へお問合せください。

## ○補助金の対象となる方

①市内に主たる事業所を有し、市内において1年以上操業している中小企業者

※中小企業者の定めについてはお問い合わせいただくか「令和元年度新製品等開発・研究促進補助金応募要領」をご覧いただきますようお願いいたします。

②市内に事務所を有する中小企業団体であって、その構成員の過半数が製造業あるいは情報通信業を営む中小企業者であること。

※中小企業団体の定めについてはお問い合わせいただくか「令和元年度新製品等開発・研究促進補助金応募要領」をご覧いただきますようお願いいたします。

③市内在住かつ、1年以上市内で操業している個人事業主

いずれの場合も市税を滞納していない（市税を納税している）ことを条件とします。

## ○申請書等の配布及びお問合せについて

旭川市経済部産業振興課（電話：0166-65-7047）

（旭川市緑が丘東1条3丁目 旭川リサーチセンター2階）

※応募要領、申請書は産業振興課のホームページでもダウンロードできます。

<http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/501/502/p005502.html>

## ○申請書の受付

### 【受付期間】

令和元年5月20日（月曜日）から

令和元年7月 5日（金曜日）まで

### 【受付場所】

旭川市経済部産業振興課

（旭川市緑が丘東1条3丁目 旭川リサーチセンター2階）へ御持参ください。

申請書を持参される場合は、あらかじめ産業振興課へ御連絡ください。

## ○補助対象者の決定方法

書類審査を行い、その後、7月下旬から8月上旬頃に予定しているヒアリング及び審査会において補助対象者を決定し、通知します。